

## さぬき市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱（平成18年さぬき市告示第13号。以下「要綱」という。）に基づくさぬき市図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書資料を広告媒体として活用することにより、民間事業者等の情報発信の場を提供するとともに、図書資料購入のための財源を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

### (広告の方法)

第3条 広告を掲出する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、図書館長が当該雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を図書館雑誌コーナーに配架する。

2 図書館長は、スポンサー誌の最新号に雑誌カバー（以下「カバー」という。）を付け、カバー表面及びスポンサー誌を配架する扉表面（以下「雑誌ラック扉」という。）に雑誌スポンサーの名称（以下「スポンサー名」という。）を、カバー裏面に雑誌スポンサーの事業に関する広告を掲出するものとする。

3 スポンサー誌の配架の位置、保存期間、廃棄その他スポンサー誌の取扱いは、図書館長が決定する。

### (広告等の規格等)

第4条 掲出する広告等（スポンサー名を表示したもの及び広告をいう。第3項及び次条において同じ。）の大きさ及び掲出位置は、次に掲げるとおりとする。

(1) カバー表面については、大きさは縦4センチメートル程度、横15センチメートル程度で、地は白色、文字は黒色とし、位置はカバー底辺から6センチメートル上部の中央とする。

(2) カバー裏面については、大きさは雑誌の縦横の寸法未満とし、片面印刷のものとする。

(3) 雑誌ラック扉については、大きさは縦4センチメートル程度、横15センチメートル程度で、地は白色、文字は黒色とし、位置は扉の中央付近とする。

2 スポンサー名は、前項の掲出位置のいずれにおいても同一名称を用いなければならない。

3 広告等は、雑誌スポンサーが作成するものとする。

### (広告等の掲出期間)

第5条 広告等の掲出期間は、原則として、第8条の規定により雑誌スポンサーとして決定した月の翌月1日から当該年度の3月31日までとする。

(雑誌スポンサーの対象者)

第6条 雑誌スポンサーの対象者は、事業を行う者及び各種団体とする。

(雑誌スポンサーの申込み)

第7条 雑誌スポンサーを希望する者は、別に定める雑誌リストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、要綱第6条の規定にかかわらず図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)を教育長に提出するものとする。

2 前項の申込書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(1) 広告案

(2) 会社概要等(業種等が分かるもの)

(雑誌スポンサー及び広告内容の決定)

第8条 教育長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、速やかに掲出の可否及びその広告内容を決定し、図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 一の雑誌について複数の申込みがあったときで、要綱第4条の優先順位によっても選定できないときは、抽選により決定するものとする。

3 雑誌スポンサーは、第1項の決定を受けた広告内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(スポンサー誌購入費用の支払方法)

第9条 スポンサー誌の購入費用は、雑誌スポンサーが全額負担するものとし、当該雑誌スポンサーは、教育長が別に指定するスポンサー誌の納入業者に直接支払うものとする。

2 前項の支払は、当該広告の掲出期間に係る分を一括して前払するものとし、価格変動等により過不足が生じたときは、掲出期間満了までに精算する。

3 振込手数料等支払に必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

4 当該スポンサー誌が休刊又は廃刊となった場合は、教育長と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要領を施行するために必要な第8条の決定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

図書館雑誌スポンサー申込書

さぬき市教育委員会教育長 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

さぬき市図書館雑誌スポンサー制度実施要領（以下「要領」という。）第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たっては、掲出広告が、さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱（以下「要綱」という。）に沿うものであり、かつ、要綱第3条に規定する広告に該当しないものであることを誓約します。また、さぬき市の市税等の納付状況を確認することについて同意します。

1 広告の掲出を希望する雑誌名

	雑誌名	購入冊数
1		2冊
2		2冊
3		2冊
4		2冊

※ 雑誌リストから広告掲出を希望する雑誌を選定してください。なお、購入する冊数は2冊（志度・寒川図書館分）とします。

※ 希望する雑誌が5誌以上ある場合は、雑誌名を別紙に記載し、申込書に添付してください。

2 広告掲出希望期間

年 月 日 から

年3月31日まで

### 3 添付書類

- (1) 広告案
- (2) 会社概要等（業種等が分かるもの）

### 4 担当者連絡先

部 署	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

図書館雑誌スポンサー決定通知書

様

さぬき市教育委員会教育長

年 月 日付けで申込みのあったさぬき市図書館雑誌スポンサーについて、次のとおり決定したので、さぬき市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第8条第1項の規定により通知します。

- 1 決定内容 掲出を認めます 掲出を認めません
- 2 掲出をすることができない理由

3 広告掲出雑誌名

	雑 誌 名
1	
2	
3	
4	

4 広告掲出期間

年 月 日 から 年3月31日

5 広告の内容

別紙のとおり